



平成23年2月15日

＜フランスにおける週35時間労働制の実態＞

- 労働時間の短縮によって失業問題を解決しようとしたフランスの35時間労働法、右派政権が法定週35時間労働を有名無実化するために進めた諸法の内容と思想、経営者・労働組合・労働者の反応、諸法の実効性を研究・紹介すると共に、ヒアリング調査にもとづいて金属産業及び自動車産業における経営側の35時間労働制に対する姿勢と、ルノー、プジョー、トヨタ・フランスにおける労使関係と35時間労働制の実態を明らかにしました。

- ・フランスにおける**週35時間労働制の実態**に関する研究の成果を科学研究費補助金の学術図書出版助成を得て清水耕一著『労働時間の政治経済学—フランスにおけるワークシェアリングの試み』名古屋大学出版会（2010年12月10日）として出版しました（資料）。
- ・労働時間の短縮による雇用創出をめざした**1998年及び2000年の2つの35時間労働法（オブリー法）**によってフランスの従業員21人以上企業の法定労働時間は2000年より週35時間となり、右派政権による2002年以降の諸法による長時間労働促進政策にもかかわらず**フランス国民の大部分は週平均35～36時間で勤務**しています。
- ・労働時間短縮については年間平均で週35時間が実現すれば良く、フランス・トヨタやプジョーのように週労働時間を35時間に短縮する場合もあれば、ルノーのように週労働時間は短縮せずに年間の労働日数を短縮して週平均35時間にする企業もあります。また、企業には35時間労働制を適用されない基幹職従業員がいますが、彼らの年間労働日数は短縮され、また彼らにも**毎日連続11時間の休息**が保証されています。
- ・この35時間労働法は法定労働時間を短縮して雇用を創出しただけでなく、同時に、労使間交渉によって労働時間を短縮した企業に財政支援を行うと共に、勤務時間編成の**フレキシブル化**を可能にしました。その結果、多くの企業において**労使関係が安定化**し、フランスでは難しかった1日24時間週7日操業も低コストで可能になりました。この35時間労働法によって生まれた新しい労使関係のゆえに**2007年8月の長時間労働促進法**にもかかわらず、大部分の企業において超過勤務時間の増加は観察されていません（資料）。
- ・労働時間の短縮それ自体はフランスの経済成長及び競争力に悪影響を及ぼしたとは認められません。
- ・労働時間の短縮によって多くの労働者が**より良いワークライフバランス**を実現することができるようになっています。

＜お問い合わせ＞

岡山大学・社会文化科学研究科

清水耕一

電話番号：251-7527

Eメール：kshimizu@e.okayama-u.ac.jp